

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収関係）		
要望項目名	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第48条に基づく一時金に対する所要の規定の整備		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。）附則第48条の規定に基づき、受給者の請求により年金給付の支給に代えて一時金を支給することができる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険制度との統合前から支給された退職給付に代えて支給される一時金について、所得税法に規定する「退職手当等」とみなすこと。 遺族給付に代えて支給される一時金について、非課税とすること 厚生年金保険制度との統合前から支給された退職給付に代えて支給される一時金について、国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止する財産に追加すること。 遺族給付に代えて支給される一時金について、差押禁止とすること。 		
関係条文	<p>地方税法第48条等滞納処分に係る条項、第50条の2、第50条の3、第328条、第328条の2 所得税法施行令第72条、国税徴収法施行令第35条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - () [平年度] - () [改正増減収額] - () (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 他の社会保険制度に基づく一時金等と同様の課税関係とすることにより課税の公平性を確保し、被用者年金制度である農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年統合法附則第48条の規定に基づく一時金は、平成14年4月の厚生年金保険制度と農林漁業団体職員共済組合制度との統合に伴い、旧農林共済組合員期間が短い者が増加することによる少額年金者への支給の対応として措置されたものである。この一時金は、平成22年4月に特例老齢農林年金について導入され、平成26年4月以降、特例退職共済年金等の他の特例年金についても、一時金払いを行うこととなっている。 この特例退職共済年金等に代えて支給される一時金は、平成13年統合法附則の規定に基づく一時金であり、当該一時金も特例老齢農林年金に代えて支給される一時金と同様に所得税法施行令第72条第1項第2号の退職手当等とみなされる一時金に該当することを確認する必要がある。 遺族給付については、廃止前農林共済法第13条において従前から租税その他の公課を課さない（非課税）とされており、今般の政令改正により可能となった遺族給付に代えて支給される一時金についても、引き続き非課税となることを確認する必要がある。 また、特例年金の一時金は、将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにするものであることから、他の社会保険制度に基づく年金給付と同様に国税徴収法に基づく差押禁止等の措置を講ずることにより、農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営を図る必要がある。 		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>
	政策の達成目標	他の社会保険制度に基づく一時金等と同様の課税関係とすることによる課税の公平性の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	新たに 26 万人（25 年 3 月末）の受給権者が対象
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税に対して同様の要望を実施。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国民年金が発足する昭和 36 年 4 月前の旧農林共済組合員期間に係る特例年金給付の支給に要する経費については国庫補助を行っており、今回の一時金についても当該期間に係る部分について国庫補助を実施。 （国庫補助額（26 年度概算要求額） 4, 573 百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営及び特例年金に代えて支払われる一時金制度の円滑な実施を図る観点から、今回の税制面の措置と併せ、一時金を支給する農林漁業団体職員共済組合に対して国庫補助を行うものである。
	要望の措置の妥当性	本要望は、平成 13 年統合法附則第 47 条の規定に基づく特例一時金及び第 48 条の規定に基づく特例老齢農林一時金が既に退職手当等とみなされ、差押制限の措置が講じられており、また他の社会保険制度における取扱いと整合させるものであることから、被用者年金制度である農林漁業団体職員共済組合制度の円滑な運営に不可欠な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度：特例老齢農林一時金について要望